

最高裁判所判事

おじま

あきら

尾島 明

昭和三三年九月一日生



略歴

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コネル大学ロースクール（L.M.）を卒業。
昭和六〇年 四月 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。
平成 七年 四月 判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事室を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。

令和 四年	七月	二八年 二月	静岡地裁所長
令和 三年	一月	二九年 一月	東京高裁判事（部総括）
令和 二年	七月	三〇年 一月	最高裁首席調査官
令和 一年	七月	大阪高裁長官	大阪高裁長官
令和 零年	七月	最高裁判事	最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 令和五年一月二十五日 大法廷判決
令和三年施行の衆議院議員総選挙当時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法一四条に違反しない（多数意見）。
- 二 令和五年三月二十四日 第二小法廷判決
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）。
- 三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決
令和四年施行の参議院議員通常選挙当時、選挙区選出議員の議員定数配分規定につき、著しい不平等状態にあつたとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。
- 四 令和五年一〇月二十五日 大法廷決定
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）。
- 五 令和五年一一月一七日 第二小法廷判決
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）。
- 六 令和五年一二月一五日 第二小法廷判決
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法一五条、二九条に違反しない（全員一致・補足意見付加・裁判長）。
- 七 令和六年六月二一日 第二小法廷判決
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）。
- 八 令和六年七月三日 大法廷判決
1 旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。
- 2 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」した裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。